

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の事業変更許可申請に係るヒアリング（18）

2. 日時：令和4年12月23日（金）10時00分～10時46分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、立元管理官補佐、井上安全審査専門職、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター長 他3名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1 廃棄物管理施設の変更許可申請における面談時の質問回答表

資料2-1 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由  
（有機廃液一時格納庫の使用の停止）

資料2-2 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由  
（廃液処理棟の化学処理装置等の使用の停止）

資料2-3 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由  
（共用設備に係る記載の見直し及び移動モニタリング設備の削除）

資料2-4 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由  
（固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備の明確化）

- 資料 2 - 5 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文の確認及び理由  
( $\beta$ ・ $\gamma$ 固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽を新たに液体廃棄物の  
受入れ施設に変更)
- 資料 3 日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に係る事業変  
更許可申請についての令和4年6月8日面談のご質問に対する回答

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁のナカザワでそれでは本日のヒアリングを開始させていただきます すよろしく申し上げます。
0:00:08	本日はし、資料として、資料1の質問回答表と、
0:00:15	資料2-1から、
0:00:18	5までで、申請対象条文について資料をいただいておりますが、
0:00:26	総論をしましょう。
0:00:29	今日、
0:00:31	まずう前回から大きくは変わってんでしょうか。資料2の申請対象条文 のうち、どんな申請だ、対象条件に当たるのか。
0:00:45	簡単にご説明お願いできますでしょうか。
0:00:49	はい。原子力です本日はよろしくお願いたします。
0:00:54	お手元資料の2-1から2-5までございます。
0:01:00	前回の面談を踏まえまして、申請対象直後に関する考え方を整理させて いただきました。
0:01:09	その結果、三条の閉じ込め、
0:01:13	13条の処理施設につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:17	8条竜巻と合わせて、申請対象状況等をさせていただきたいと考えております。
0:01:23	前回の資料と変更点につきましては、資料中色分けをさせていただいておりますが、
0:01:32	子細な、
0:01:35	用語の見直し等もあってですね、変更箇所は多数になっております。しかしながら今回ご説明したいところのポイントにつきましては、限られておりますので、
0:01:47	特に3条13条といったところがございますので、そこにつきまして、
0:01:55	ポイントでご説明させていただきたいと。
0:01:58	いいでしょうか。
0:01:59	お願いします。
0:02:02	はい。まず、結城－加来方向につきましては、
0:02:07	一部変更がございました。それにつきましては、3ページですね、と じ込み機能につきまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	修正が資料中修正がございまして、それにつきまして、下線部を引いております。ここについては、設計変更の有無はないというふうに整理をしたものでございます。
0:02:32	その他、この結城は近く農協の使用の停止に関わる部分につきまして、申請対象条文というところにつきましては、
0:02:44	まず竜巻事象の8条でございますこれは28条の11ページでございます。
0:02:52	竜巻事象につきましては、建屋全般に関わる設計方針の見直しでございますので、建屋があるものがあると、設計方針の変更があるというふうに整理をいたしました。
0:03:05	それ以外はですね、建物につきましては、独立しているということで、使用停止に伴って、その建屋の特性からですね、他の廃棄物管理施設の設計ですとか、取り合いですとか、そういったところに、
0:03:22	現行与えるものではないと、いうように考えておりました、その他、申請対象町村の該当箇所はないと考えております。
0:03:33	この資料2-1につきまして要約しますと、以上でございます。
0:03:39	続きまして、資料2-2でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:44	こちらは3条と13条がポイントになります。具体的には31号の3ページでございます。
0:03:54	少し丁寧に説明させていただきたいと考え
0:04:00	※昨日の第3条を、
0:04:03	A、
0:04:05	はい。
0:04:07	設計方針が記載されてございますが、その理由としまして、まず、化学処理装置は当然ながら、
0:04:15	閉じ込め機能を有している設計であるということで、基準規則に該当するということ。
0:04:21	さらに、設計変更があるかないかというところで、設計変更があるということから、ことで、具体的には、
0:04:32	IV、
0:04:33	化学処理装置の使用の停止に伴って、いわゆる残る部分との、設計方針の変更が生じるものでございます。
0:04:43	具体的には、はい処理棟内に設置してます。
0:04:48	化学処理装置との接続部分化されます。廃液貯留施設Iと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	<p>いうものをでございます。これは廃液をですね、化学処理装置と、配管を通じて繋がっていて、廃液処理施設1から廃棄輸送するものになってございます。</p>
0:05:09	<p>庄野停止に伴いまして、この廃液貯留施設1と、この各処理装置の間、フランジ部、</p>
0:05:19	<p>ここで閉止をして、漏えいを防止する設計という、新たな構造変更であるというふうに考えております。</p>
0:05:30	<p>秦さんは、でも、</p>
0:05:32	<p>化学処理装置の下流側になりますが、</p>
0:05:37	<p>スラッチ層からですね、ドラム缶へ移送する関係等がございます。ここもやはり化学処理装置の使用の停止に伴って、</p>
0:05:49	<p>フランジ部で閉止し、漏えいを防止する設計とすることから、</p>
0:05:54	<p>ここでバウンダリーが生じることから、設計をし、</p>
0:05:58	<p>新生会東条君、そのように考えてございます。</p>
0:06:05	<p>廃液貯留施設1とす。ドラム缶廃棄体パッケージはドラム缶側ですね、こちらの方に、昆フランジ部で編成するという、設計方針が発生する。</p>
0:06:22	<p>ことから、さあ、</p>

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:25	ここはポイント法になります。
0:06:27	本件につきましては、
0:06:30	具体的には、ご清祥教科書で言いますと、本文ですとか、添付書類、そういったところに、今のこの説明内容が記載されるものと、いうように我々考えております。
0:06:49	なお書きになりますが、化学処理装置等の修正し、それは当然、
0:06:56	工事期間が生じますので、今後示 2 が
0:07:03	あるは一つで工事が始まって終わるというわけではございません。工事期間という時間軸を持ったものでございますので、
0:07:10	この使用停止するまでの間ですね。
0:07:14	2 個の設備機器の除染等が完了するまでの間の取り組みを機能を維持すると、そういったものでございます。
0:07:26	こちら、31 号の 3 ページは以上です。
0:07:31	続きまして、ご審議がありますこの間、その理由の説明については、用語の適正化、
0:07:41	説明の充足を踏まえまして、変更がございますので、
0:07:45	できるだけしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:07:50	31 ページ目の、31 号の 12 ページでございます。ここは先ほども資料 2 -1 と 5、同じでございます、里松木。
0:08:01	設計方針の
0:08:04	変更が、当然ここにも関わってくると考えておりますので、申請対象条 文というところで考えております。
0:08:15	またページを送らせていただきまして 31 分の 23。
0:08:20	ページでございます。
0:08:25	処理施設でございます。
0:08:28	こちらは当然、改廃処理棟の中にありますから、処理装置が処理機能ご ざいますので、基準規則が該当するというところでございます。
0:08:39	この岡井処理装置の使用の停止に伴いまして、残る施設で、
0:08:48	具体的には廃液蒸発装置 1 でございますが、この装置 2 で処理できる と、いうことを確認する必要がございます、その記載ぶりの変更が ございます。
0:09:06	文章ござい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:09	化学処理装置の使用の停止に際しましては、蒸発会議所は装置と共用する部分がございます。この共同するプロセスの間の配管系と変質するものでございます。
0:09:24	今、許可設計ではですね、液体廃棄物というものにつきましては、年間8000立米は処理するというようになっておりまして、数字半分、
0:09:36	そうですね、化学処理装置が処理をすると。
0:09:43	この価格消滅途中は税務P Rからの一次冷却水を処理するものでございます。
0:09:48	J M T Rの廃措置に伴って冷却水が発生量が減少するものでございますが、
0:09:58	たくなるわけではございません。
0:10:01	具体的には、
0:10:04	今後の発生予測というものを我々持っておりまして、毎年約300立米は発生する見込みしてございます。
0:10:14	これも含めて、施設、所全体ですね。
0:10:19	なんか、廃棄物管理施設として受け入れます。液体廃棄物では毎年約900立米、これは今発生をする、して、持っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:31	状発送地 1 の処理量を下回ってることということと受ける廃棄物の処理するため俗に言うしていると、そういうふうを考えているものでございます。
0:10:41	先ほどの説明と同じでございますが、バルブの閉止、フランジ部の閉装置というのが、
0:10:49	生じますので、
0:10:50	それについても、その処置が終わるまでは、機能が維持される、そのように整理するものでございます。
0:10:59	今ここでの特にポイントとなります。
0:11:04	できた廃棄物で、
0:11:06	これが処理できるということ。
0:11:08	そして今後の発生予測というのが、
0:11:12	年間約 900 の液体廃棄物に対して、J M T R の 1 冷却性が約 300 立米であるというところ。
0:11:20	こういったところからの、必要な能力を有しているということがポイントだと考えておりました、13 条の添付書類、
0:11:30	での記載に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:33	として、追加が必要であろうと、そのように考えてるものでございます。
0:11:43	このページのご説明につきましては以上でございまして、他につきましては、
0:11:50	ちょっと木質ベッキーいいな。
0:11:52	説明箇所はございませんが、
0:11:57	前回の資料で、基準、基準規則に該当するとして、ちょっと考えていたところがあった部分がございますが、
0:12:09	と整理したところ、
0:12:13	基準規則に該当しないということで設計変更の部分は対象外というふうに見直しをしたところが、何ヶ所かございます。31分の31ページまでございますので、
0:12:23	そういったところは、筧の方が、
0:12:32	はい。
0:12:33	資料2の説明については、
0:12:39	2-3-4につきましては、あまり御説明の教育はございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:50	資料 2-5 でございます。こちら、家畜淋菌購買調整、こちらは 30、30 分の 3 ページの閉じ込めでございます。
0:13:05	ここは、今設計変更のもちょっとテーマありというふうに考えまして、
0:13:13	ここは有機溶媒調査もちろん、閉じ込め機能を持ってるものですが、新たに漏えい建築を設けるといところから、設計変更等と考えまして、特に 1000、
0:13:30	許可ん中での
0:13:34	本文、
0:13:35	そうですね。この辺りの
0:13:39	閉じ込めとしての漏えい検知器の考え方については、記載が必要であると考えております。
0:13:46	そっからちょっとリスク的。
0:13:50	変更、それから、
0:13:53	御説明のその人は、
0:13:55	はございません。
0:14:00	簡単ですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:02	説明は以上になります。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。 ます。
0:14:15	町の中で、今のご説明で申請全体運賃審査対象条文が、
0:14:21	三条の閉じ込めと 8 条の外部事象と、13 条の処理施設、三つであるって いうのは、
0:14:28	規制庁の後の考えと違いはないのかなというふうに思っております。
0:14:35	すみません、ちょっと細かい点なんですけれども、資料 2-5 の 3 ペー ジの第 3 条閉じ込めのところでちょっとお聞きしたいんですけれども、
0:14:51	そもそも、今回新しく、漏えい検知器を、
0:14:56	つける理由ってのは何かあるんでしょうか。申請内容を確認していただ いたところでは。取り扱う廃棄物とか、廃棄物、
0:15:06	何時でしょう。
0:15:09	はい。除草に入れる提示、流れといいますか、手順といいますか、特に 変更はないのかなと思っております、漏えい検知器の設置が、
0:15:20	設置スルーなんか理由みたいなのはあるんでしょうか。
0:15:25	はい。燃取 5 イマイです。はい。今ご指摘ありましたように、手順の流 れが、この範囲において全く変わるものではございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:36	もともと受け入れ施設でございます。結城近くの方についても、或いは建築はございません。
0:15:46	しかしながら
0:15:47	自主的なところをもございますが、具体的には他にもですね、受け閉じ込め機能として持っているものについての漏えい検知器が、
0:16:00	廃棄物管理施設としてございますので、そういった観点で横並びをを図りたいというものでございます。
0:16:17	と、ここでのポイントとしましては、
0:16:21	あくまでも閉じ込めとしての検知でございますので、現地視察でも、おっしゃる見ていただきました。関。
0:16:32	この中にタンクがあるわけでございますが、その中にですね、漏えい検知器を設けまして、漏れたときにですね、それがわかるようになるということ。
0:16:44	で、
0:16:45	また、そのタンクの容量以上の堰がございますので、外にアピールする心配は、当然ながらサービス見ないという考えです。
0:17:37	えっと先ほどのご説明だと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:42	他の液体廃棄物を
0:17:45	取り扱うようなところ、そこについては、漏えい検知がついているので、今回の
0:17:55	有機溶媒貯槽、こちらにも
0:18:01	他との横並びを踏まえて漏えい検知器をつけますと、
0:18:06	そういったことでしょうか。
0:18:35	はい。
0:18:35	藤坪井です。
0:18:43	廃棄物管理施設の中で液体廃棄物を内蔵する設備、
0:18:47	他にもございます。
0:18:49	廃棄物発生地施設管理ですとか、排水管設備、それからβγ固体処理棟 参入廃液貯槽というものがございます。
0:18:59	それぞれピットを、関それから、漏えい検出、漏えい検知器ですね、これを備える設計等をしております。
0:19:09	同じ横並びとしまして、有機溶媒貯槽を位置付けて考えておりますので、
0:19:18	当然ピット堰に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:19:21	それから、漏えい検知器を備える設計という観点で、横並びを図りたいと、そういったものでございます。
0:19:29	成長イノウエ。
0:19:31	そうすると今回の変更内容の、有機溶媒貯槽、こちらを受け入れ説明、こうするから、
0:19:42	この漏えい検知器をつけなければならないということではなくて、
0:19:51	もともとは必要はないと思って、
0:19:55	いたもの。
0:19:57	思っていて、作ってなかったんです。ただ、今回必要だと思いました。
0:20:03	思ったんで、つけたいと思います。そういったことですよ。
0:20:09	はい。
0:20:12	同じ液体廃棄物を取り扱う
0:20:16	設備機器としての横並びを図る。
0:20:20	図りたいというものでございます。
0:20:28	はい規制庁飲んでます。有機溶媒を扱ってたところは、基本的に今までついていなかったってことなんですよ。
0:20:41	実際廃棄物の中でも、いわゆる向きの排雪。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:45	そこの部分だけ漏えい検知器をつければよかったと。
0:20:49	思っていました。他と結城のところは、
0:20:54	漏えい検知器は要らないと思っていました。
0:20:58	ということです。
0:21:01	はい。はい。そのような考えになります。
0:21:06	はい。考えはわかりました。
0:21:11	その設備の位置付け的なものを国、明確にした上で、質問と回答して欲しいんですけど。はい。先ほど、
0:21:20	説明では自主的につけますっていう、
0:21:23	説明があったと私は聞いたつもりです。要は、この三条適合のためにつける設備ではなくて、自主的にしてるものなんですっていうご説明なんだと思ったんですけどそこはまず合ってますか。
0:21:36	すいません、商工イマイです。ちょっと自主的にというのは、
0:21:43	ちょっと訂正させていただきます。
0:21:45	考え方としまして液体廃棄物を取り扱う設備としての横並びを図りたいというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:52	千賀タツモトであれば設置許可庁を設備登録する技師付気持ちということ とでよろしいですか。はい。関係出向イマイです。その通りでございます。 す。
0:22:12	皆さんあくまでも誕生適用対象の機器とするということによろしいんで すね。
0:22:18	積で、関谷の担当の容量よりも十分にあるし、ライニングもしてるの で、タンクから液体廃棄物が漏れたとしても、石油が溢れることはない ということで、
0:22:31	それをもって閉じ込め、要求を満たしているというわけではなくて、そ れに加えて、漏えい検出希望患者対応として必要だと思います。そうい う理解でいいですね。はい。はい、そうです。
0:23:00	H系ってのは閉じ込め議論ところだけに出てくればいいんですけど、 何か建築的な情報がないって言ったりですね。
0:23:09	原子力はイマイです。
0:23:12	計測制御に係る条項がございますが、
0:23:16	本件の漏えい検知器につきましては、閉じ込めの漏えいの発生防止と、 漏えいの早期検知、これを目的とした漏えい検知でございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:31	第3条のを閉じ込めて、のみ委員会とすると、そのように考えております。
0:23:41	漏えいの関係はもう1回ちょっと整理したんですけども、この土地で条文情報食べる、閉じ込めることができるものはなければいけない。
0:23:51	閉じ込めるものでなければならぬとする設計は設計で閉じ込めることにしまして、
0:24:08	込めるという観点では、
0:24:18	押し込みという観点では、いわゆる短ここではタンク内ですとか配管ですから、
0:24:24	そういった設備機器で閉じ込める果樹研究のを持たせているというものでございます。
0:24:31	違う。
0:24:36	閉じ込めをしたものの立体のを、
0:24:42	漏えいの防止、早期検知という観点での、
0:24:49	そういう観点で、今
0:24:53	結城は溶媒貯槽、下の動衛研漏えい検知器ですね。
0:24:59	こちらの方を位置付けたいということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:03	タツモトできたり、
0:25:05	適法の観点で言えば、最後の会館で閉じ込めはずっと自分見られますっ ていうことで一つ、
0:25:13	終了だと思うんですけど、
0:25:16	はい。はい、今井です。ご指摘の通りです。
0:25:20	越智コメントとじ込み機能の
0:25:24	持たせているところについては、設備機器でございます。槽そのもの に、
0:25:30	なります。
0:25:31	その漏えい検知器ってのは条文上引っかかってくるんですかっていう、 そうなんですネ。
0:25:44	事務局。
0:25:47	イマイです。
0:25:53	条文そのものでは、土肥無線化の解釈におけます適合があると、ちょっ とそのように考えているものでございます。
0:26:03	解釈と、
0:26:06	三条のとじ込み機能の会社でございまして、具体的には、第2項を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:16	第2号ですとか、そういったとか、第3次、そういったところの、
0:26:24	閉じ込め、閉じ込めといますか。
0:26:29	第三条、第三条。
0:26:37	第2号最後、第3号でございますが、廃棄体の液体状の放射性廃棄物を 取り扱う設備が設置される施設内部の床面及び壁面は液体状の放射性廃 棄物の量抑止し、
0:26:51	投資した設計であること。
0:26:53	報がございます。
0:26:57	これに対しまして、
0:26:59	今、既許可の設計方針としましては、液体廃棄物を内蔵する設備機器、
0:27:07	これは漏えいの発生防止と、漏えいの早期検知、拡大防止をする、設計 というように、強化として、してございます。うん。
0:27:53	解釈を入れときますかね、一つだけだな。
0:28:15	ターミナル、
0:28:51	これ今の申請書量も設備登録されてるんですけど。
0:28:57	別所小岩です。はい。4月28日に申請した中で、
0:29:03	登録させていただいております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:19	大丈夫です。
0:29:28	規制庁。
0:29:50	丸井藤木の件でなければ、ちょっと違うコメントなんですけれども、
0:29:58	資料の内容というわけではなくて、ちょっと
0:30:03	資料作り変えます。資料の2-5でいうと、
0:30:08	第一条、
0:30:11	11ページですね、ご説明は資料2-1から2-5、全部図ってきていると 思うんですけれども、
0:30:21	ちょっとこの資料はですね
0:30:25	例えば2-5であれば、有機溶媒貯槽を新たに経理施設に変更しますっ ていう変更内容なんですけれども、何か、
0:30:34	竜巻対策の変更と関係って、
0:30:38	ありましたっけ。
0:30:41	竜巻対策の申請対象条文は、10月頃ごろでしたか、もうすでに8条の2 という形で整理がついたと思っております、はい。
0:30:52	もし何か関連があれば教えていただければと思います。
0:30:58	武石。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:02	第8条につきまして、
0:31:04	の大瀬。
0:31:06	設計方針の申請対象条文としての考え方につきましては、もうご説明させていただいた通りでございます、直接今の雪溶媒貯槽に係る運転の、
0:31:19	御説明と直接関わるものでは確かにございません。
0:31:26	てお話でございますし、館野仲野1施設、設備でありますこの遊休パイ ト増というところが、この竜巻で、
0:31:38	かかる。
0:31:39	評価で出てくるものではございません。
0:31:44	それはご指摘の通りでござい
0:31:48	だから有機溶媒貯槽が、データが焼却装置の一部であって、また
0:31:57	何て言いますか、施設の中に収まって、
0:32:00	いう観点から、
0:32:03	全く何といたしましょうね。
0:32:05	建屋の中の建屋としては評価、竜巻の評価が、設計方針があるものでござ いますから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:32:13	その中にあるものも、営業課、
0:32:17	あるというふうにちょっと整理をしたものでございます。
0:32:21	規制庁ナカザワです。
0:32:24	ビュッでしたら、えっとですね、それは竜巻対策の表の方で見た方がいいと。
0:32:35	おりまして、
0:32:46	2-1 から今日いただいた資料の 8 条のところは、申請対象条文としないし、
0:32:55	とはしなくて、竜巻対策の表の方にも含まれているので、はい。ここは何だろう、申請対象条文っていうふうに書いていただかなくても大丈夫かなと。
0:33:07	思ってるんですが、いかがでしょうか。はい。
0:33:13	ご指摘の意図は
0:33:17	ちょっとここの表現を、
0:33:20	記載表現の仕方についてはちょっと我々もちょっと悩んだところがございます。
0:33:25	管理施設全体も、竜巻の評価として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:31	設計方針を変更させていただいてるわけですが、各個別に対して、 設備とか施設に対して、あるのかないのかというのをちょっとどのよう に表現するのかというのはちょっと考え方次第なのかなというところ は、理解しております。
0:33:45	確かに今、有機溶媒貯槽って言いますと、直接
0:33:51	評価にも出てきませんので、ちょっと僕はなしというところが、
0:33:56	わかりやすいと。
0:33:58	というのは理解いたしました。
0:34:01	はい、ありがとうございます。
0:34:06	植木大前と宗に限らず、化学処理装置等も同様という考えでよろしいで しょうか。はい。今整理しますと、
0:34:19	この資料2-1から2-5まで、同じ考え方で整備される。
0:34:24	考えております。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:34:32	そうですね、設計方針なしというところで整理されると。
0:34:39	よろしいですか。はい。すみません。はい。ここが出しています。
0:34:49	資料について、他何かございますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:17	本店長からの特にコメントはないようです。すみませんちょっと発生緩和の発生について確認させていただきたい部分がちょっとございまして、
0:35:28	靴、
0:35:31	そうですね。
0:35:35	えっと、何でしょう、4月にいただいた申請の際には、使用停止する設備、例えば雪は一時格納庫なり、化学処理装置になるよう、
0:35:47	許可申請で消してしまうという申請になっていったかと思いますが、
0:35:54	そうですね。
0:35:57	その考えは今も、特に変わりはない。そう。古橋は特に変わりはないんでしょうか。
0:36:05	イマイです。
0:36:08	まず基本
0:36:09	的にはという言い方、つか考えております。
0:36:16	正しい。
0:36:17	例えば今ご説明しました3条のところですか、
0:36:24	ではですね、一部合唱定数各証書干渉装置を使用、提出すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:31	いうことを明記しまして、それと行って、会議長発送地 1 の閉じ込めが必要になったと、というような、
0:36:42	説明が必要だと考えておりますので、そのような記載になろうと考えております。また、当然評価は、今回インベントリを与えたままでおりますので、評価は全く
0:36:57	変わりませんでした。従いまして、評価上にかかるところでは、
0:37:03	化学処理装置ですとか、海路格納庫というのは、残ります。今、施設の配置の図からもですね、残った形になります。
0:37:15	そこは、
0:37:17	一般いわゆる識別をするために、アスタリスクをつけるなどして、
0:37:22	抹消を停止しているというところがわかるような記載を考えてるものがございます。
0:37:30	ありがとうございます。
0:37:34	規制、規制庁、井上でございます。
0:37:39	紙を呈するせ設備というのは、申請書、許可申請書上、設備登録を抹消します。そういった理解でよろしいでしょうか。
0:37:53	西六郷イマイです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:03	等、
0:38:08	足。
0:38:12	評価とかは、御説明
0:38:15	での残します。でその設備がありますっていうこと自体は、申請書上も、
0:38:22	見えなくなる。ここ行った。
0:38:25	こういった貯槽があります。
0:38:28	書いていて他の、ちょっとがあります。直送便もあります。今回をなくします。の、
0:38:36	除草がありましたら、決してBという貯槽があります。
0:38:41	そういったことにしようとして、
0:38:54	と言われますと、そうではないというところ。
0:38:57	です。
0:39:00	評価上残っているというところを記載部分残ってる、いわゆる廃止措置。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:05	に響きに行くわけではなくって、その中間段階というステップを踏む踏まざるをえないと考えております。従いまして、資料を提出するというような表現を使いまして、
0:39:18	残しているというところに、
0:39:23	なりますので全く抜けるわけではないということで、そのような位置付けでございます。
0:39:35	処理場と同じような、
0:39:43	株式会社ですか。
0:39:47	ちょっとでありますんでちょっとAとBがあります。中島わここういう状況です。ただし、
0:39:58	部次長鷺尾てするみたいな、そんなことを書く。
0:40:02	ていう意味ね。
0:40:10	お祝いです。具体的については、もう少し踏み込んで、
0:40:17	例えば、設備ゾーンを背構造等に関しましては、
0:40:24	今、
0:40:25	記載から削除しようと。
0:40:27	いうふうに考えておりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:29	運用にかかる
0:40:31	では、
0:40:33	ええ。
0:40:37	学生紹介で今ちょっとお示したのは、一応実際の例なんでそれを見ながらお話しの方がいいと思います。どうぞ。
0:40:48	はい。
0:40:51	はい、理解しました。
0:40:58	そうですね。
0:41:02	今は、通常とは考え方が違うってことでよろしいですか。はい。減収分です。ちょっと今、あの橋特に4月に出したものと、ちょっと今、
0:41:14	今ちょっと時点で考えていたものとは、この
0:41:18	一部この考え方説明の仕方についてはもちろん理解しております、
0:41:24	情報はもちろん我々も持っておりますけども、
0:41:27	運用に関わる部分のみ、今このような、先ほど申し上げた、
0:41:33	紙を提出するという表現で表現しようかなと考えておりました。
0:41:39	が、そうしますとちょっと足並みがちょっとそろわないというご指摘かと、理解しますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:46	ましようてするということで、申請対象として残したまま、運用が変わる。
0:41:54	また、農業に伴って、設計方針の火力があるというところがわかるように、はい。
0:42:02	やっていただきたいと考え、
0:42:07	その東京の加来ヤマナカですけども、結論として、処理場と同じようにするかしないかというお答えをいただければいいと思うんですけど、直接、
0:42:19	言えないですか。
0:42:23	まず、処理場と同じような記載にいたします。
0:42:31	内で、
0:42:36	はい。
0:42:38	違うよそれは無理ですから、まずいかという。
0:42:41	すいません規制庁猪野でございます。何でこんなことを申し上げてる。そこの所ちょっと飛ばしておりました。今回説明を停止をするという、いうところで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:42:54	今後設備予定する閉止措置をすると、設工認を出されるかと思っているんですけども、その中そうすると、その設工認の中で、許可との整合性と、
0:43:07	というのがございますよね。そうすると、
0:43:11	設備として許可でなくしてしまうと、いきなり施工に出てきて、許可との整合性が示さなくなってしまうという、そういうのがありまして、そうすると、
0:43:22	説明があって、使用停止ますでしようて捨てるの具体的な、
0:43:28	設計としてどうするの、閉止閉止は入れるとか、いろいろあると思いますけど、
0:43:34	そういった感じで許可との整合性を示すためには、
0:43:37	こういった処理場のような記載にする必要があるんじゃないかと。
0:43:42	そのように考えております。はい。等間隔やマナカず我々もそのように理解しておりますので、そのような対応で、ここステーションの方は、補正の方はさせていただきたいと。
0:43:55	思います。はい。失礼しました。以上です。
0:44:02	いいでしょうか。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:05	間に合うんですか。
0:44:09	どうですか。はい。
0:44:12	他にありますか、原子力イマイですはい。間に合うと考えております。
0:44:24	規制庁の中澤です。一応、確認なんですけれども、12月末に補正というお話を伺っているんですが、特に時期は変わらず、
0:44:38	時期は、いつごろなりそうでしょうか。はい。原子力をイマイです。
0:44:44	はい。社内手続きにつきましては進めておりまして、今日、ご確認いただきました部分を踏まえまして、来週の
0:44:54	ご提出する予定でございます。はい、わかりました。ありがとうございます。
0:45:01	規制庁側から何かございますか。
0:45:11	本館は大丈夫なんですよね。今、コメントしたことがすぐ補正に反映されるって言われると、ちょっと不安になるんですけど、おっしゃる通りで、はい、山中です
0:45:23	ほぼご心配おっしゃる通りでありますのでそこはどうしても意思確認した上で、はい。提出するようにさせていただきます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:32	<p>なので、変更がないんで今おっしゃいましたけど、十分印鑑と判断をとって、結構ないことを確認した後、返事していただければいいと思う。</p> <p>当山です。了解しました。</p>
0:45:48	<p>他何か、よろしいでしょうか。</p>
0:45:53	<p>はい。30、</p>
0:45:57	<p>はい。お願いします。大原原子力機構の喜多村でございます。今、やりとり聞いておりましたこちら申請書の内容をちょっと確認いたしました、</p>
0:46:08	<p>規制庁さんのその主張といいますかコメントの内容を理解いたしました。</p>
0:46:13	<p>対応いたします。ありがとうございます。</p>
0:46:16	<p>はい。ありがとうございますよろしくお願いします。今日JAさんから他何か確認しておきたい点等ございますか。</p>
0:46:27	<p>特にありません。はい、ありがとうございます。それでは本日のヒアリングこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。ありがとうございました。</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。